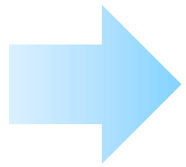


保育施設を利用するには

保育施設とは

ご家庭で保育ができない場合に、保護者に代わってお子さんを保育する施設です。



利用には、保護者等が「働いている」、「出産を控えている」など、
ご家庭で保育できない事由 = 「要件」が必要です。



- ・まずは、保護者がどの要件に当てはまるかチェックしてください
- ・要件を証明する書類については「要件別の必要書類」の資料をご覧ください



松本市では

「保育園を利用する月の1日時点で松本市に住民登録があること」

が利用条件となります。

※これらの条件を満たす予定であれば、申請時点で松本市に住民登録がない場合（市外・国外から転入予定の場合）でもお申込みいただけます。